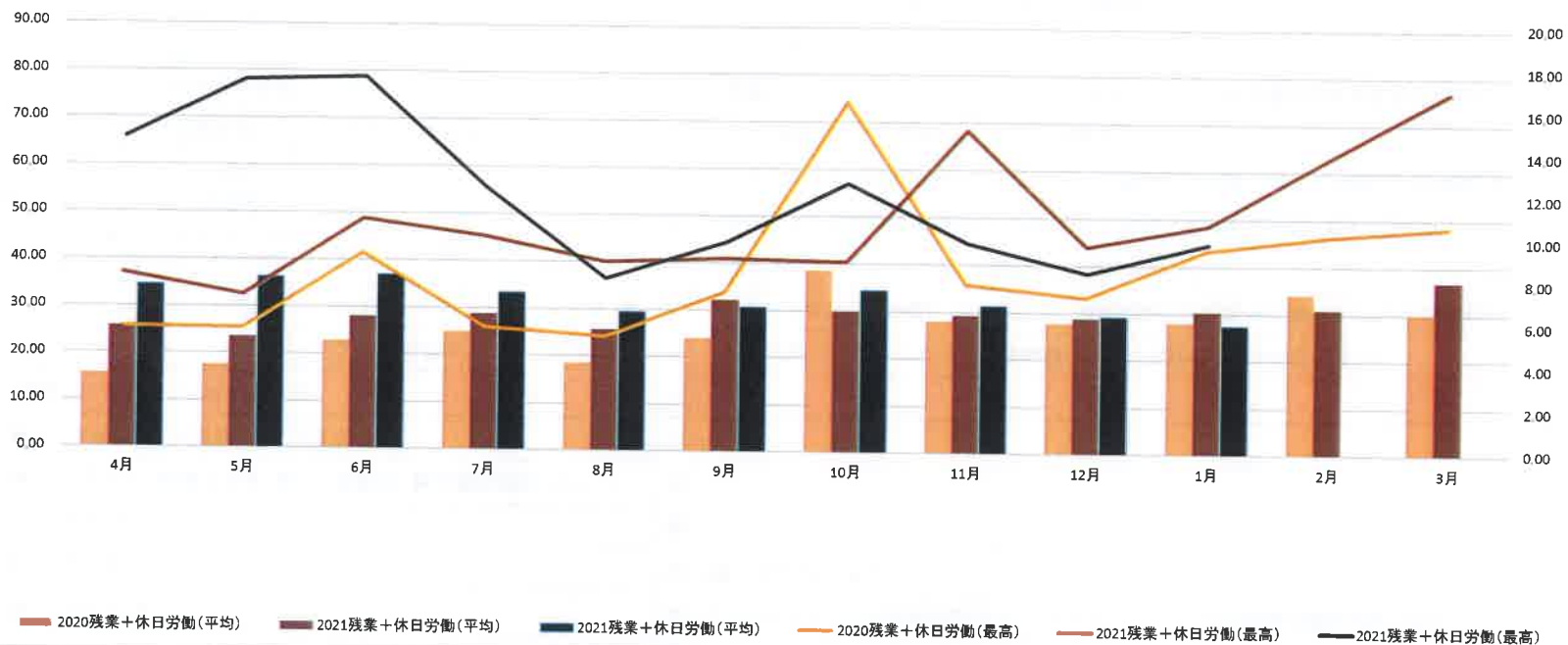


1	開催日時	2 月 15 日(水) 13:10 ~ 13:40	6	連絡																																																																	
2	開催場所	Teams開催	産	ストレスチェックですが、2022年度は3月に実施。2023年度は10月に実施します。																																																																	
3	委員長	■ 佐藤委員長	業	2023年度から10月実施となります、これはストレスチェックの実施時期を三菱ケミカル																																																																	
	産業医	■ 成松産業医	医	で統一するためです。																																																																	
	衛生管理者	■ 森本委員	意																																																																		
	使用者代表	■ 成松産業医 ■ 森本委員 ■ 久木野委員 ■ 高橋保健師(オブザーバー)	見																																																																		
	労働者代表	■ 桶田委員 ■ 山崎委員 ■ 名越委員	他																																																																		
4	(1)労災・交災状況 (福岡オフィス)	(2) 時間外状況	7	<p>労働災害「0」、通勤災害「0」、残業時間+休日労働時間は「44時間」であった。</p> <p>時間外最高時間の部署についてですが、残業時間は水処理・ガス課の方です。休日労働の最高時間は水処理・ガス課(水処理)シフト勤務の方です。</p> <p>残業+休日労働の最高時間の方は水処理・ガス課の方で残業時間が最高の方と同じです。</p> <p>残業時間+休日労働時間別30時間以上の人数 40時間超 1名。32時間から36時間 4人です。職場毎では水処理・ガス課4名、設備技術部1名でした。</p> <p>残業時間+休日労働時間最高の水処理・ガス課の方でスタッフ業務の業務習得中であり検討業務に時間がかかっているようです。</p> <p>○ストレスチェック実施に関わる審議・・・異議なし</p> <p>○労働者派遣事業における安全管理について 説明</p>																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1月</th> <th>累計</th> <th>最高</th> <th>単位:h</th> <th>前月比</th> <th rowspan="2">対象数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">労災</td> <td>休業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>残業時間</td> <td>44.59</td> <td>6.34</td> <td rowspan="3">118 人 ※パート除く</td> </tr> <tr> <td>不休業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>休日労働時間</td> <td>31.34</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>残業+休日労働</td> <td>44.59</td> <td>6.34</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">交災</td> <td>加害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>平均</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自損</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>残業時間</td> <td>5.00</td> <td>-0.46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>休日労働時間</td> <td>1.10</td> <td>-0.01</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>残業+休日労働</td> <td>6.10</td> <td>-0.39</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				1月	累計	最高	単位:h	前月比	対象数	労災	休業	0	0	残業時間	44.59	6.34	118 人 ※パート除く	不休業	0	0	休日労働時間	31.34	0.00	計	0	0	残業+休日労働	44.59	6.34	交災	加害	0	0	平均				自損	0	0	残業時間	5.00	-0.46		被害	0	0	休日労働時間	1.10	-0.01		計	0	0	残業+休日労働	6.10	-0.39											
			1月		累計	最高	単位:h	前月比	対象数																																																												
	労災	休業	0		0	残業時間	44.59	6.34		118 人 ※パート除く																																																											
		不休業	0		0	休日労働時間	31.34	0.00																																																													
		計	0		0	残業+休日労働	44.59	6.34																																																													
	交災	加害	0		0	平均																																																															
		自損	0		0	残業時間	5.00	-0.46																																																													
		被害	0		0	休日労働時間	1.10	-0.01																																																													
		計	0		0	残業+休日労働	6.10	-0.39																																																													
5	● 実績 ○ 予定		8	冬とはいえ暖かい日が続いていますが、時折冷え込むので睡眠、休養、栄養をとって																																																																	
活	①労災・交災状況確認の実施(上記4参照)		委員	免疫力をつけて体調を崩さないようにしましょう。																																																																	
	②時間外状況確認の実施(上記4参照)		長																																																																		
動			挨拶																																																																		
状																																																																					
況			次回	2023年3月15日(水)13:10~13:40																																																																	
			場所	: 要調整																																																																	

佐藤委員長	
成松産業医	
森本委員	
久木野委員	
桶田委員	
山崎委員	
名越委員	

前年比較（残業+休日労働時間数）



エムシーパートナーズ衛生委員会審議事項「ストレスチェック実施に係る件」

2023年2月15日(水)

1.周知方法		2月15日開催の衛生委員会審議後、メール又は書面にて周知
2.実施体制	実施者	三菱ケミカルJapan人事部健康支援(福岡) 産業医(エムシーパートナーズ委託先)
	実施事務従事者	・三菱ケミカルjapan人事部健康支援(福岡)保健師 ・KFSデータ入力担当者 ・エムシーパートナーズ佐藤伸也(衛生管理者)
3.実施方法	回答方法	調査用紙を個人宛てにメール又は用紙で配付、回答
	調査項目	厚生労働省推奨の57項目
	セルフケア強化基準	厚生労働省基準に準拠
	時期	2023年3月実施
4.受検有無の情報		三菱ケミカルjapan人事部 健康支援(福岡)で受検状況を管理し、メール等で受検勧奨を行う場合がある
5.データ保存場所		個人結果は①WEB回答者:HM-NEOにて保管 ②紙回答者:エムシーパートナーズ実施事務従事者が管理する(5年間) 集団分析結果は、エムシーパートナーズ実施事務従事者がファイルで保存(5年間)
6.結果通知方法		結果票を本人宛に直接送付又はメールにて通知する
7.面接指導勧奨方法		三菱ケミカルjapan人事部 健康支援(福岡)もしくは連絡を受けたエムシーパートナーズ実施事務従事者が勧奨を行う
8.情報管理		三菱ケミカルjapan人事部健康支援(福岡)産業医・保健師及びエムシーパートナーズ実施事務従事者が情報を管理し、本人の明確な同意がない限り会社への開示は行わない
9.面接指導		三菱ケミカルjapan人事部 健康支援(福岡) 三菱ケミカルjapan人事部 健康支援(福岡) 産業医(エムシーパートナーズ委託先)
10.相談窓口		三菱ケミカルjapan人事部 健康支援(福岡)、外部相談機関等
11.集団分析	集計方法	総合健康リスク、各尺度の有所見者割合、セルフケア強化基準該当者割合を算出し、衛生委員会にて報告する
12.受検有無の選択		受検を強く推奨するが、強制的な受検指示は行わない
13.不利益な取り扱いの防止		受検しないこと等により不利益な取り扱いを行わない

労働者派遣業における 安全管理について

令和5年1月31日（火）

福岡労働局 労働基準部 安全課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 第13次労働災害防止計画について
- 派遣労働者の労働災害発生状況
- 福岡労働局 S T O P ! 転倒災害
- 高年齢労働者に対する労働災害防止対策
- 交通労働災害防止対策
- 製造業における労働災害防止対策
- 派遣労働者に対する労働災害防止対策

ひとくらし、みらいのために



厚生労働省

第13次労働災害防止計画（福岡労働局版）の概要 抜粋

計画の目標

- **計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日**
- 死亡災害：2013年～2017年までの死亡者総数と比較して、2018～2022年までの死亡者総数で**15%以上減少**
- 死傷災害：2017年の死傷者数と比較して、**7%以上減少** 休業4日以上+死亡災害=死傷災害

重点事項ごとの具体的取組

死亡・重篤災害の撲滅 を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- 陸上貨物運送事業における墜落・転落、激突され災害等の防止
- 林業における伐木等作業の安全対策

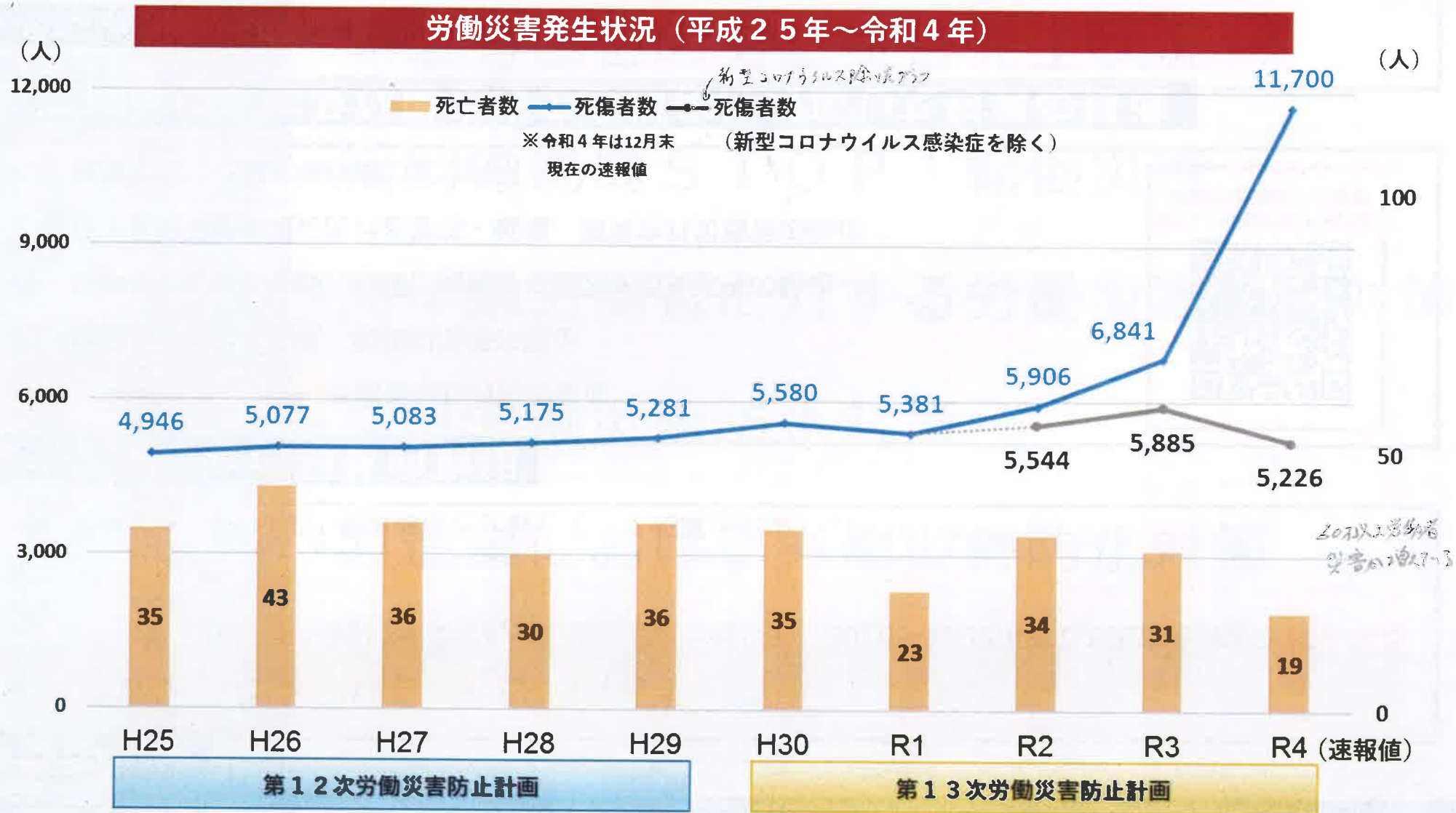


第13次労働災害防止計画
（福岡労働局版）の概要

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
 - ・ 第三次産業対策、**転倒災害の防止**、腰痛の予防・熱中症の予防、交通労働災害対策
- **高齢労働者、非正規雇用労働者**、外国人労働者の労働災害の防止

福岡労働局：第13次労働災害防止計画の状況 (令和4年速報値)



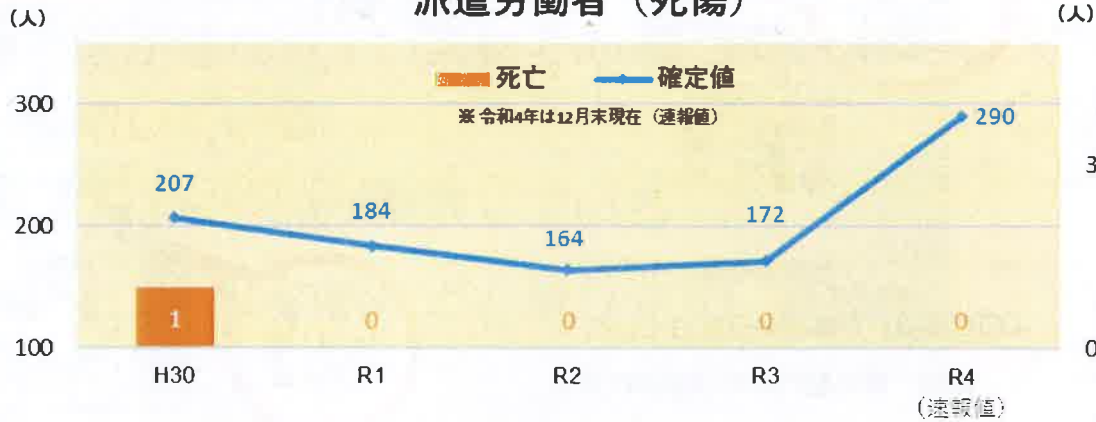
※資料：労働者死傷病報告 (H30～R4)

※H30からR3までは確定値、R4は

派遣労働者の労働災害発生状況

派遣労働者の労働災害発生状況

派遣労働者（死傷）



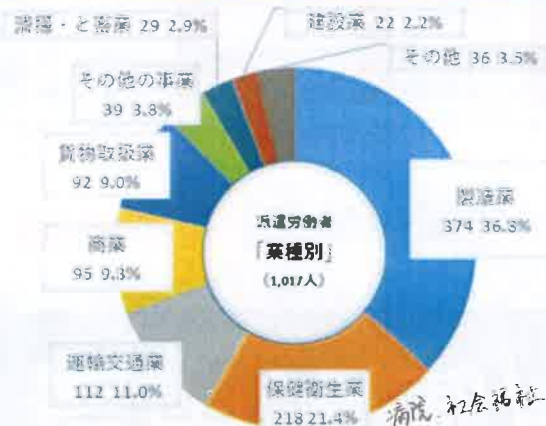
派遣労働者の労働災害の特徴

- 業種別にみると、製造業374人（36.8%）、保健衛生業218人（21.4%）、運輸交通業112人（11.0%）で、多く発生しています。
- 経験年数が1年未満の労働者が被災する割合が、半数以上（519人）を占めています。

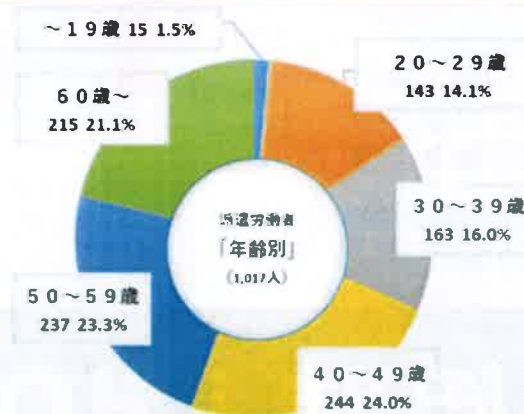
※資料：労働者死傷病報告（H30～R4）

※H30からR3までは確定値、R4は12月末日現在の速報値。

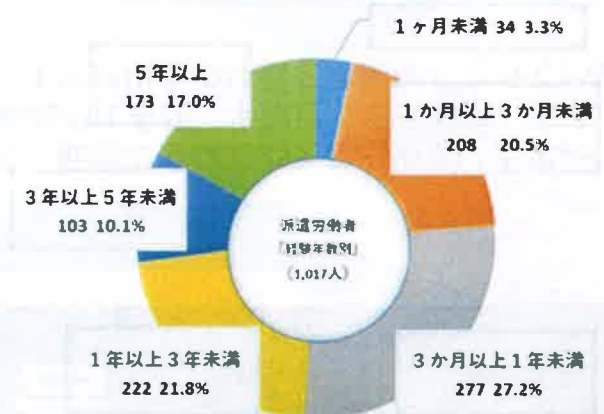
派遣労働者「業種別」



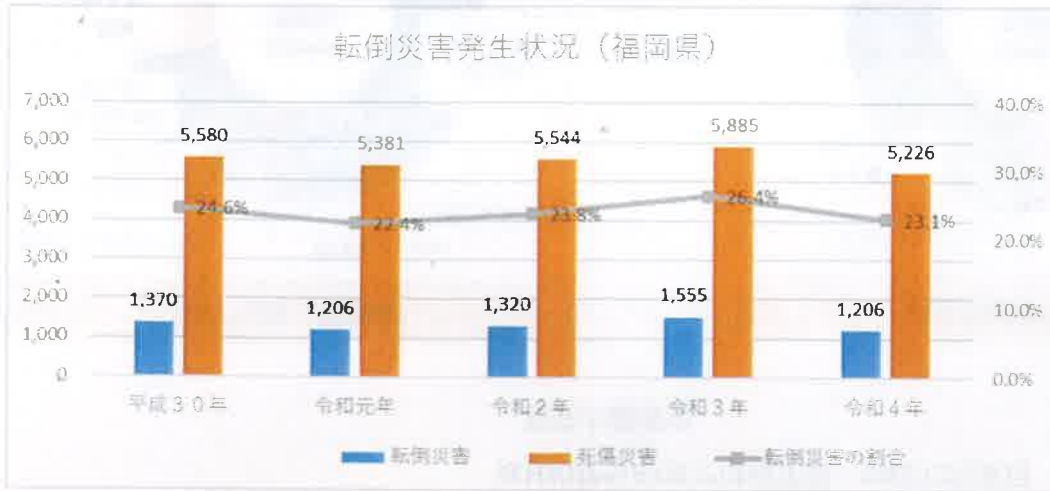
派遣労働者「年齢別」



派遣労働者「経験年数別」



福岡労働局STOP！転倒災害



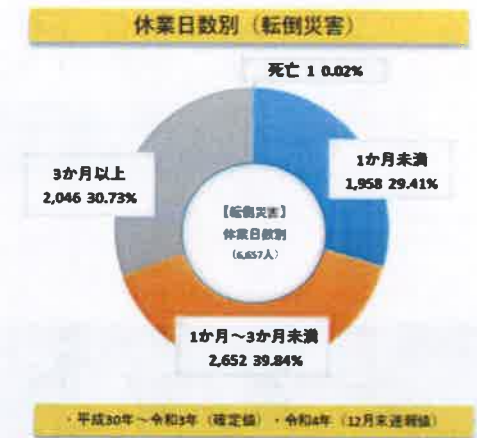
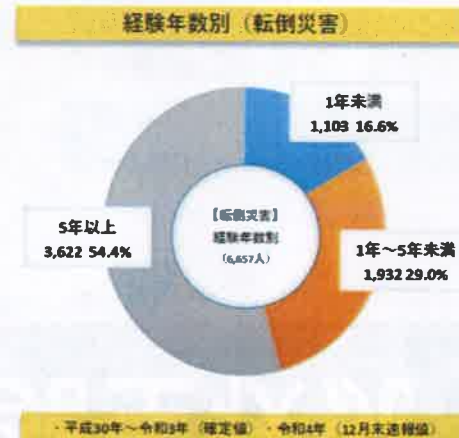
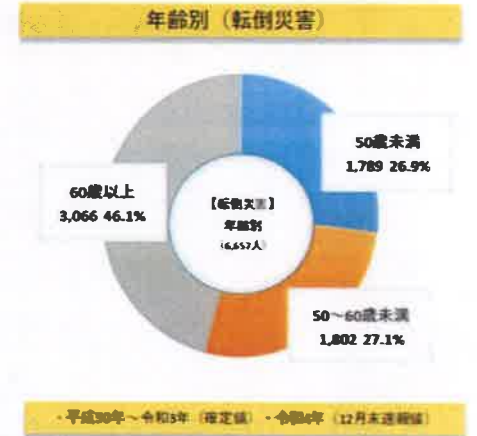
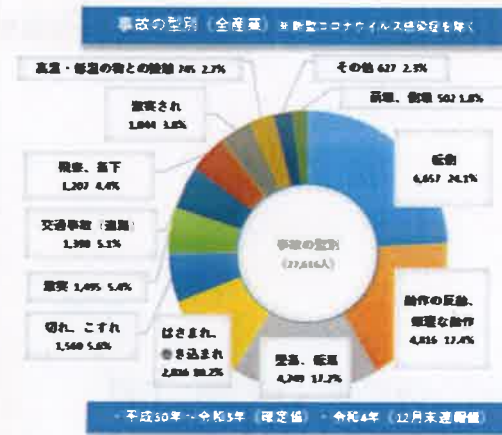
※資料：労働者死傷病報告（H30～R4）

※H30からR3までは確定値、R4は12月末日現在の速報値（新型コロナウイルス感染症を除く）。



転倒災害の特徴

- 全死傷災害のうち、転倒災害は約25%を占めています。
- 60歳以上の高齢者の比率が、半数近くを占めています。
- 被災者の7割が、1か月以上の休業を余儀なくされています。



福岡労働局STOP！転倒災害

階段を踏み外した!!

福岡労働局STOP！転倒災害

滑る [主な原因]

- 床が滑りやすい素材である、あるいは凍結している
- 床に水や油が飛散している
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

つまづく・引っかかる [主な原因]

- 床の凸凹や段差
- 床に放置された荷物や商品など
- 床に置かれた電気コード等配線

踏み外す [主な原因]

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業



福岡労働局STOP！転倒災害

- **転倒災害防止対策**（福岡労働局STOP！転倒災害）
- 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- 危険箇所の表示等の **危険の「見える化」** の実施
- 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

STOP！転倒災害 FUKUOKA 2022

【取組期間 令和4年6月～令和5年2月】



転倒災害対策



STOP！転倒災害

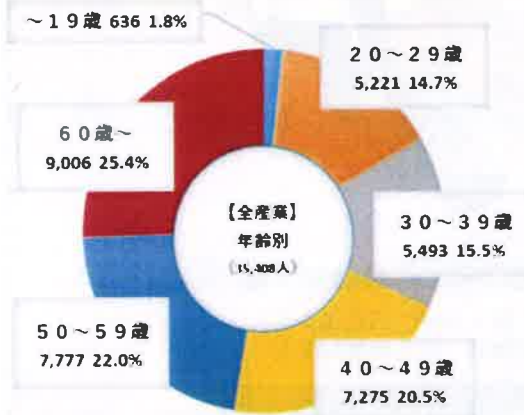


STOP！転倒災害

高年齢労働者に対する労働災害防止対策

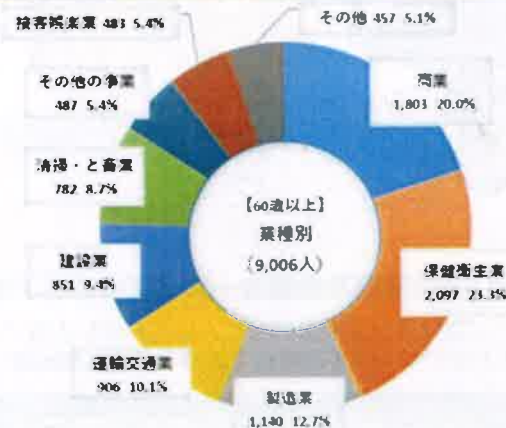
高年齢労働者に対する労働災害防止対策

年齢別（全産業）



・平成30年～令和3年（確定値）・令和4年（12月末速報値）

業種別（60歳以上）

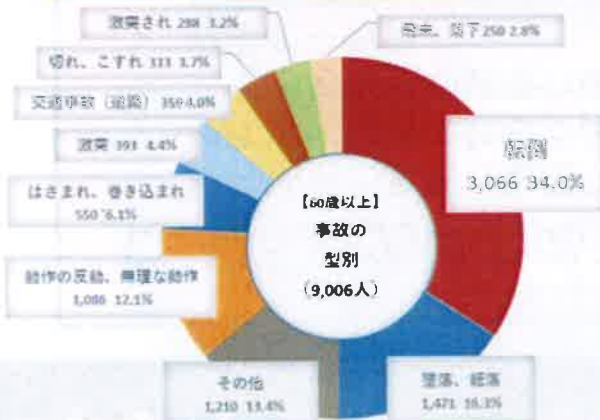


・平成30年～令和3年（確定値）・令和4年（12月末速報値）

高年齢労働者の労働災害の特徴

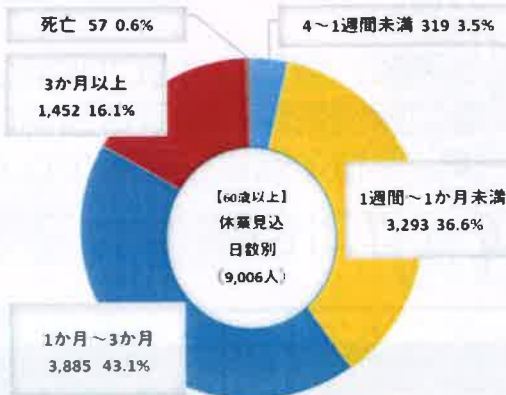
- 全死傷災害のうち、60歳以上の労働者が25%を占めています。
- 業種別にみると、保健衛生業2,097人（23.3%）、商業1,803人（20.0%）、製造業1,140人（12.7%）で、多く発生しています。
- 「転倒災害」、「墜落・転落災害」が半数を占めています。
- 死亡者と1か月以上の休業に及ぶ被災者が、約6割を占めています。

事故の型別（60歳以上）



・平成30年～令和3年（確定値）・令和4年（12月末速報値）

休業見込日数別（60歳以上）



・平成30年～令和3年（確定値）・令和4年（12月末速報値）



「働く高齢者の特性に配慮した
エイジフレンドリーな職場づくりを
進めましょう」リーフレット

※資料：労働者死傷病報告（H30～R4）

※H30からR3までは確定値、R4は

12月末日現在の速報値。

高年齢労働者に対する労働災害防止対策

□ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置

- 職場環境の改善（階段に手すりの設置、通路の段差の解消、作業場所の照度の確保、防滑靴の利用等）
- 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握（健康診断の確実な実施、体力チェック等）
- 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応（労働時間の短縮、作業の転換等）
- 安全衛生教育
- 自らの健康づくり（ストレッチや軽いスクワット運動、食習慣や食行動の改善等）

エイジフレンドリーガイドライン

（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



高年齢労働者の安全
衛生対策について

働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、壁

交通労働災害防止対策

- **適正な労働時間管理**、走行計画の作成等の走行管理の実施
- 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する **安全衛生教育の実施**
- 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した **交通安全意識の啓発**
- **飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認** する **乗務開始前の点呼の実施**



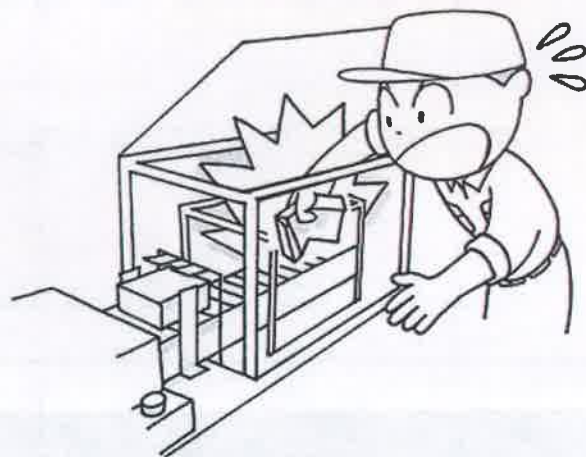
交通労働災害を
防止するために



NO！交通労働災害リーフレット

製造業における労働災害防止対策

- 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施



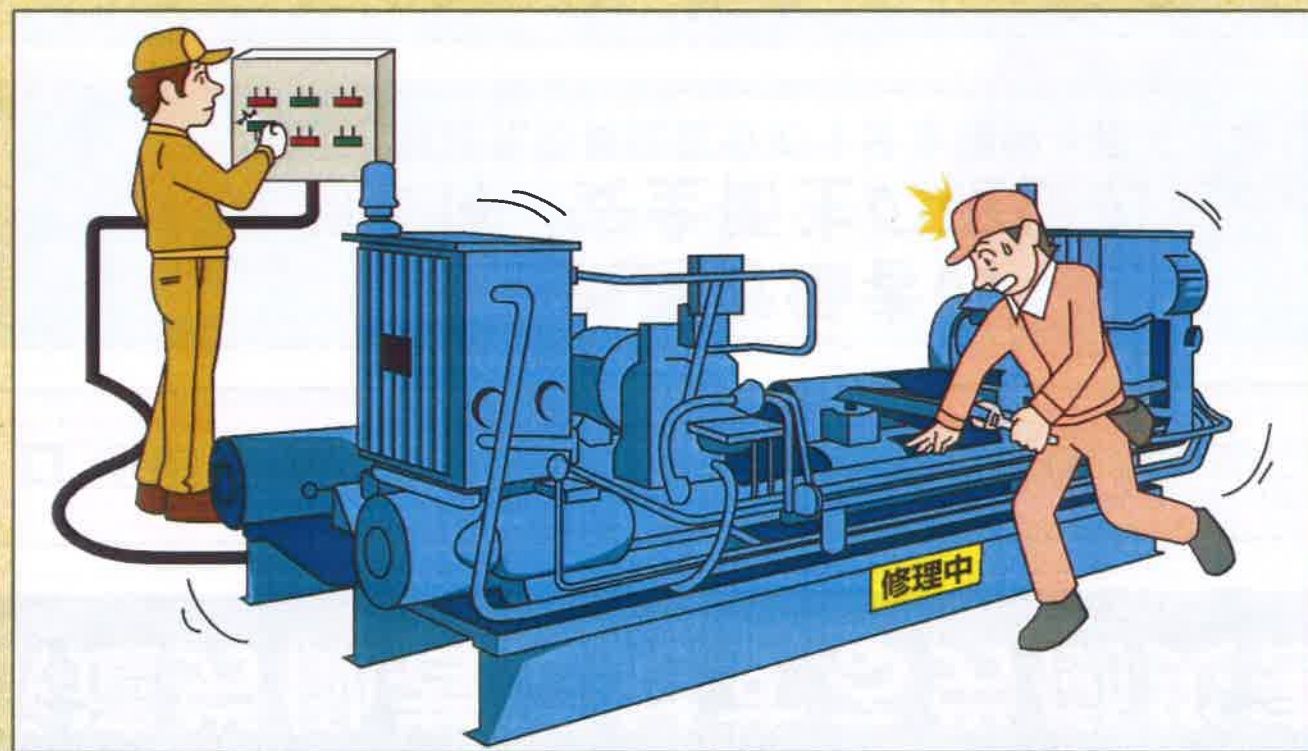
製造業向け
未熟練労働者に対
する安全衛生教育
マニュアル

元方事業者に対する労働災害防止対策

□ 製造業における元方事業者による安全衛生管理

混在職場で作業を行う製造業の事業者の皆様へ

「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」のポイント



派遣労働者に対する労働災害防止対策

- 派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために

派遣労働者の
労働条件・安全衛生の確保のために
～派遣元・派遣先の責任区分の十分な理解と相互の連携を～

はじめに

派遣労働者にも当然に労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用され、原則として、派遣労働者と労働契約を交わしている派遣元（派遣会社）がその責任を負います。同時に、派遣労働者を指揮命令して業務を行わせるのは派遣先であるため、派遣労働者の保護の実効を期する上から一部の規定については派遣先に責任を負わせることとするなど、派遣元と派遣先との間で適切に責任を区分しているところです。

しかしながら、派遣労働者については、労働時間管理が適正になされず割増賃金が支払われない、機械等の安全措置が講じられていない、雇入れ時や作業内容変更時の安全衛生教育や健康診断が実施されていないなど、法定労働条件に関する問題等がみられます。



派遣労働者に対する労働災害防止対策

□ 派遣元が実施すべき重点事項

2 安全衛生教育等を適切に実施してください

派遣労働者は一般の労働者に比べて業務の経験年数が短く、労働災害発生率が相対的に高いので、危険有害業務の有無にかかわらず、派遣労働者の作業内容に即した効果的な安全衛生教育を確実に実施する必要があります。

- 派遣労働者を雇い入れたときや、派遣労働者の派遣先を変更するなど作業内容を変更したときは、遅滞なく、安全衛生教育を実施してください。
- 派遣先で派遣労働者の作業内容が変更されたことを把握したときは、派遣先が行った作業内容変更時教育の実施結果を書面等で確認してください。
- 安全衛生教育は、派遣労働者が従事する業務に関し、次の事項に応じて、派遣労働者の安全衛生を確保するために必要な内容と時間をもって行ってください。

- 作業内容
- 取り扱う機械等や原材料等の取扱い方法、それらの危険性又は有害性など派遣労働者の安全衛生のために必要な事項

- そのため、これらの情報を派遣先から事前に入手するとともに、派遣先に必要な協力を求めてください。

<派遣先からの協力の例>

- 教育カリキュラムの作成支援
 - 教育用テキストの提供
 - 講師の紹介や派遣
 - 教育用の施設や機材の貸与 など
- 派遣先に対し、安全衛生教育の実施を委託した場合は、その実施結果について書面等で確認してください。
- 特別教育が必要な危険有害業務に派遣労働者が従事する場合は、派遣先が実施した特別教育の実施結果を書面等で確認してください。

3 就業制限業務には有資格者を派遣してください

- 派遣労働者が就業制限業務に従事することが予定されているときは、当該業務に係る有資格者を派遣してください。

<就業制限業務の例>

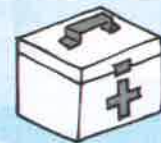
- クレーン（つり上げ荷重5トン以上のもの）、移動式クレーン（つり上げ荷重1トン以上のもの）の運転
- 玉掛け作業（つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーンに係るもの）
- フォークリフト等荷役機械（最大荷重1トン以上のもの）の運転
- ガス溶接等

資
格
者
の
確
認

4 健康診断及びその結果に基づく事後措置等を確実に実施してください

一般健康診断を確実に実施してください

- 常時使用する派遣労働者に対し、雇入れの際やその後1年以内ごとに1回、定期的に、一般定期健康診断を実施し、その結果に基づく事後措置を講じてください。



派遣先が実施した特殊健康診断の結果を入手し、保存してください

- 派遣労働者に関する特殊健康診断の結果の記録の写しを入手し、保存してください。
- 特殊健康診断の結果は、派遣元事業者から派遣労働者に通知してください。

派遣先における有害業務の作業の記録を入手し、保存してください

- 一定の有害業務を行う派遣労働者の作業の記録の写しを入手し、保存するとともに、健康管理に活用するよう努めてください。

6 心理的な負担の程度を把握するための検査等を適切に実施してください

- 常時使用する派遣労働者に対し、1年以内ごとに1回、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及び面接指導等を実施してください。

派遣労働者に対する労働災害防止対策

□ 派遣先が実施すべき重点事項

2 危険又は健康障害の防止措置を適切に実施してください

- ・ 機械等の安全措置など派遣労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を現場の状況に即し適切に実施してください。

<プレス機械作業における危険又は健康障害の防止措置の例>

- ・ プレスによるはさまれ災害を防止するための安全装置の設置
- ・ 強烈な騒音を発する場合における防音保護具（耳栓）の支給

4 安全衛生教育等を適切に実施してください

派遣労働者を受け入れたときは

- ・ 派遣元による雇入れ時等の安全衛生教育について、従事する業務に関し、派遣労働者の安全衛生を確保するために必要な内容の教育が実施されているかなど、その実施結果を派遣元に書面等で確認してください。

派遣労働者の作業内容を変更したときは

- ・ 派遣労働者が異なる作業に転換したときや、作業設備、作業方法等に大幅な変更があったときなどは、作業内容変更時の安全衛生教育を行ってください。
- ・ 安全衛生教育は、派遣労働者が従事する業務に関し、安全衛生を確保するために必要な内容及び時間をもって行ってください。

派遣労働者を一定の危険又は有害な業務に従事させるときは

- ・ 派遣労働者が、その業務に関する特別教育を既に受けた者かを確認し、必要な特別教育を適切に行ってください。
- ・ 特別教育を実施した場合は、その結果を派遣元に書面等により報告してください。

<特別教育が必要な危険有害業務の例>

- ・ クレーン（つり上げ荷重 5 トン未満のもの）、移動式クレーン（つり上げ荷重 1 トン未満のもの）の運転
- ・ 玉掛け作業（つり上げ荷重 1 トン未満のクレーン、移動式クレーンに係るもの）
- ・ フォークリフト等荷役機械（最大荷重 1 トン未満のもの）の運転
- ・ 動力プレスの金型等の取付け、取外し、調整
- ・ アーク溶接等
- ・ 研削といしの取替え等
- ・ 特定粉じん作業

5 派遣労働者の安全な作業の確保のために

就業制限業務に係る資格の確認をしてください

- ・ 就業制限業務に派遣労働者を従事させるときは、派遣労働者が当該業務に係る資格を有していることを確認してください。

<就業制限業務の例>

- ・ クレーン（つり上げ荷重 5 トン以上のもの）、移動式クレーン（つり上げ荷重 1 トン以上のもの）の運転
- ・ 玉掛け作業（つり上げ荷重 1 トン以上のクレーン、移動式クレーンに係るもの）
- ・ フォークリフト等荷役機械（最大荷重 1 トン以上のもの）の運転
- ・ ガス溶接等



6 特殊健康診断を確実に実施してください

特殊健康診断を確実に実施してください

- ・ 一定の有害業務に常時従事する派遣労働者に対し、雇入れの際、当該業務へ配置替えの際やその後一定期間以内ごとに1回、定期的に、特殊健康診断を実施し、その結果に基づく事後措置を講じてください。

<特殊健康診断が必要な有害業務>

- ①高圧室内又は潜水の作業に係る業務、②放射線業務、③特定化学物質の製造又は取扱い業務、④鉛業務、⑤四アルキル鉛業務、⑥屋内作業場、タンク等の内部等における有機溶剤の製造又は取扱い業務、⑦粉じん作業

特殊健康診断の記録や事後措置の内容を派遣元に提供してください

- ・ 特殊健康診断の結果の記録の写しを派遣元事業者へ送付してください。
- ・ 一定の有害業務を行う派遣労働者の作業の記録を作成・保存するとともに、派遣元事業者へ提供してください。